

入札公告

奈良県立郡山高等学校フェンス修繕工事について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和3年2月8日

奈良県立郡山高等学校長 土居 正明

第1 競争入札に付する事項等

- 1 工事名 郡山高等学校 フェンス修繕工事
- 2 工事場所 大和郡山市城内町1-26 郡山高等学校敷地内
- 3 工事概要 ネットフェンス修繕工事（詳細は、仕様書による）
- 4 工事期間 令和3年3月1日（月）（予定）～令和3年3月26日（金）
- 5 入札方法 投函入札（郵便又は電子による入札は行いません。）
入札は総計金額で行います。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 7 入札保証金 免除
- 8 契約保証金 奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第19条の規定によります。
- 9 前払金 請求不可

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たし、かつ競争入札参加資格確認申請書の提出をし、競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条に規定する土木工事業の一般建設業許可を受け、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店が奈良県郡山土木事務所管内にあり、奈良県建設工事等入札参加資格を有すること。

- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- (4) その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること

第3 日程

(1) 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書等の交付 ※右記HPアドレスからダウンロードしてください。	令和3年2月8日（月）～ 令和3年2月17日（水）	(HPアドレス) http://www.e-net.nara.jp/hs/Koriyama

設計書等の紙閲覧	令和3年 2月12日(金) 午前9時～午後4時	閲覧場所 大和郡山市城内町1-26 郡山高等学校 小会議室 TEL:0743-52-0001
現地確認 ※入札説明会ではありません。	令和3年 2月12日(金) ※時間は調整あり。	令和3年2月12日(金) 設計書閲覧の際にお申込みください。
仕様書等に関する質問の提出	令和3年 2月17日(水) 午後4時まで	郡山高等学校事務室 ※任意の書面により提出してください。(持参に限ります。)
競争入札参加資格確認申請書の提出	令和3年 2月17日(水) 午後4時まで (期限までに到達したのみ有効) 封筒に「令和3年2月26日(金)開札 郡山高等学校フェンス修繕工事の競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きして密封すること。	提出先 〒639-1011 大和郡山市城内町1-26 郡山高等学校長 土居 正明 あて
仕様書等に関する質問に対する回答	令和3年 2月22日(月) (予定)	郡山高等学校ホームページに掲載します。 (HPアドレス) http://www.e-net.nara.jp/hs/Koriyama
競争入札参加資格確認の結果通知	令和3年 2月22日(月) (予定) (郵送により通知します。)	
入札	令和3年 2月26日(金) 午前10時00分	入札場所 大和郡山市城内町1-26 郡山高等学校 大会議室

上記入札日程の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除きます。

第4 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の範囲内の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

2 入札の無効等

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札若しくは競争入札参加資格確認申請書で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効又は失格とします。

3 契約の不締結

- (1) 落札者が契約の締結までに入札参加資格の制限、又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた場合は、落札者と契約を締結しません。
- (2) 落札者が契約締結までに4の要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しません。

4 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5 公契約条例に関する遵守事項

平成27年4月1日に奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。)が施行されました。本工事を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
- ② 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

6 手続きにおける交渉の有無

無し

7 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-1011

奈良県大和郡山市城内町1-26

奈良県立郡山高等学校

電話 0743-52-0001

8 関連情報を入手する照会窓口

7に同じ

9 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。